

# 感染症対策に関する指針

社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会  
睦沢町居宅介護支援事業所  
睦沢町社会福祉協議会緩和型通所事業所

## 1. 感染症対策に関する基本的な考え方

利用者の健康と安全を守るため、感染を未然に防止し、発生した場合は感染が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## 2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

### (1) 平常時の対策

#### ア. 感染対策委員会の設置・運営

感染症の予防及び蔓延防止に努める観点から「感染症対策委員会」を設置し、本委員会の運営責任者は事務局長が務め、各事業所の管理者を「感染対策を担当する者（以下担当者）」とする。委員会は定期的かつ、必要に応じて開催し、以下の項目について協議する。

- ・事業所内感染対策の立案 ・指針・マニュアル等の整備・更新
- ・利用者及び従業員の健康状態の把握 ・感染発生時の措置(対応・報告)
- ・研修・訓練計画の策定及び実施 ・感染対策実施状況の把握及び評価

#### イ. 日常支援にかかる感染管理

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守る為以下の項目に務める。

- ・利用者の健康管理 ・職員の健康管理 ・標準的な感染予防策 ・衛生管理

#### ウ. 研修の実施

職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に研修(入職時含む)を定期的の実施する。

(年2回)

#### エ. 訓練の実施

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に定期的の実施する。

### (2) 発生時の対応

#### ア. 発生状況の把握

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画に従い、直ちに発生状況の把握に努める。

#### イ. 感染拡大の防止

感染事例等が発生後は、感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。

- ・生活空間・動線の区分け ・消毒 ・ケアの実施内容/実施方法の確認
- ・感染疑い者への対応 など

#### ウ. 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

感染事例等が発生後は、必要に応じて委員会の運営責任者などと協議の上、感染対策業務継続計画等

に則り、為に速やかに報告/連携を行う。

#### エ. 関係者への連絡

感染事例等の発生後は、必要に応じて委員会の運営責任者などと協議の上、感染対策業務継続計画等に則り、関係者への連絡を速やかに行う。

#### 3. 指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。

#### <附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する